

(2) 使用の部分

昭和59年長野県告示第117号、平成2年長野県告示第752号、平成5年長野県告示第455号、平成8年長野県告示第405号、平成12年長野県告示第533号及び平成14年長野県告示第460号の事業地に、長野県小諸市乙字城下並びに甲字宮ノ前並びに字七五三掛並びに甲字城下並びに字北菊田並びに字西菊田並びに字東菊田並びに大字柏木南大道砂並びに大字八満字宮平及び字坪ノ内を加える。

生活排水対策課

長野県告示第217号

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱（平成15年長野県告示第389号）は、平成19年3月31日限り、廃止し、平成18年度以前の年度のこの告示による廃止前の建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

土木政策課

選告示第28号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示4号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第2中「北佐久郡 小諸市 佐久市」を「小諸市 佐久市・

北佐久郡」に、「小県郡 上田市」を

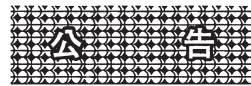
「上田市・小県郡 東御市」に、「諏訪郡 岡谷市」を「岡谷

市・諏訪郡下諏訪町」に、「茅野市」を「茅野市・諏訪郡富士見町及び同郡原村」に、「南安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に、「埴科郡・更級郡上山田町 上水内郡・更級郡大岡村」を「上水内郡」に、「更埴市」を「千曲市・埴科郡」に、

「下高井郡 中野市 飯山市・下水内郡」を

「中野市・下高井郡 飯山市・下水内郡」に改める。

選挙管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

1 都市計画の種類及び名称

小諸都市計画下水道 小諸市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策課及び小諸市役所建設部都市計画課

生活排水対策課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成19年3月30日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 樽 川 通 子  
 同 東 方 久 男  
 同 宮 澤 敏 文  
 18生排第16号  
 平成19年（2007年）2月21日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成17年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成18年3月17日付で包括外部監査人佐藤武弘氏から提出のあった、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

下水道事業等について

2 措置の内容

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容	
(1) 流域下水道事業費特別会計の収支の状況	ア 維持管理費の予算と実績について（意見）	財団法人長野県下水道公社に委託している終末処理場の維持管理について、公社が見積もった流域下水道ごとの維持管理業務に必要な年間の経費予算について、県建設事務所及び生活排水対策室が査定・調整を行った上、年間発生見込額総額で締結し、翌年の2月補正予算時及び3月末の段階で変更契約を締結し、公社における実際の維持管理業務発生費用で実費精算する形態を採っている。 現在の実際発生業務量に基づく再査定行為を前提としない委託料の実費精算という仕組みは、受託先にとって経費節減ないし効率追求のインセンティブが働きにくく、良好な能率の下における業務執行がなされない可能性があるという構造的な特質を持っているものといえる。従って、県はこのような構造を持つ仕組みの中でも公社が効率的な維持管理業務を行っていることを確認し、その確認の内容を外部に説明可能な形で残すべきである。	財団法人長野県下水道公社への委託料のうち、修繕費については、その内容と支出額、燃料代については、その種類、数量と支出額、薬品費については、その種類、数量と支出額の分かる資料を提出させることとした。 なお、平成18年度から下水道公社で流域下水道維持管理の性能発注を試行しており、今後、包括的民間委託の本格実施に向けて委託内容を検証する中で検討したい。
	イ 公債費の負担について（意見）	諏訪湖流域下水道を除き負担金により公債費（資本費、県債償還額及び支払い利息額）を回収する協定は結ばれておらず、純粋に維持管理費部分が回収対象となっている。 公営企業たる下水道事業にかかる経費はその建設費も含めて最終的にはサービスの受益者が負担することが原則であり、市町村が主体となって行う一般の公共下水道事業との整合を図る意味からも、資本費の回収を検討すべきと思われる。地域間の公平性確保の観点からも、公費で負担すべき資本費を除き、関連市町村から負担金として徴収する方向で検討すべきである。	資本費の回収については、既に協定を締結している諏訪湖流域下水道と同様に、千曲川流域下水道及び犀川安曇野流域下水道についても回収することとしている。 しかしながら、千曲川流域下水道下流処理区については、県からの維持管理費貸付金の返済が終了した平成15年度から資本費を回収したい旨関係市町村と協議を重ねているが、未だ合意に至っていない。 千曲川流域下水道上流処理区及び犀川安曇野流域下水道についても、県からの維持管理費の貸付金の返済が終了していないが、既に関係市町村と協議を行っている。
(2) 固定資産関係	ア 未利用地の有効利用の検討（指摘）	「千曲川下流処理区」 既に計画上也不要となっている8系列目の未利用地はそのまま保留されている。沈殿池の建設予定地や建設のための余裕地が未利用地としてあるが、特に有効利用について検討されていない。 「千曲川上流処理区」 既に計画上也不要となっている11、12系列	「千曲川下流処理区」 水処理施設（8系列）の未利用地については、当面は地域防災上の観点から、有効利用を行う。また、沈殿池の建設予定地などについても、当面は地域防災上の面から、災害時の避難所、緊急資材置き場等として有効利用を行う。 「千曲川上流処理区」

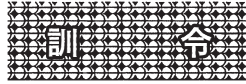
		<p>目の用地はそのまま保留されている。沈殿池や消化タンク建設予定地、地形との関連で取得した土地等、未利用地としてあるが、特に有効利用について検討されていない。</p>	<p>水処理施設(11、12系列)の建設予定地については、災害拠点施設等として、有効利用を検討している。また、沈殿池や消化タンクの建設予定地は、当面は地域住民への融和施設として野球グラウンド・駐車場等として利用する。</p>
	イ 未利用地の有効利用の検討の必要性(意見)	<p>建設計画の見直しの結果、新たに発生する未利用地をどのように利用するかについては、具体的な検討はされていない。</p> <p>未利用地の有効利用については、様々な用途が考えられ、八戸市では発電装置を備え公共性の高い施設への電力供給を行っている、また「下水道ビジョン2100」においては、流域を単位として関係者の連携のもと効率的な浸水対策を推進している。このようなことも有効利用の一方法として検討していくことが考えられる。</p>	<p>監査結果を参考に未利用地の有効利用について検討した結果、</p> <p>千曲川下流処理区の水処理施設(8系列)の未利用地については、当面は地域防災上の観点から、有効利用を行う。また、沈殿池の建設予定地などについても、当面は地域防災上の面から、災害時の避難所、緊急資材置き場等として有効利用を行う。</p> <p>千曲川上流処理区の水処理施設(11、12系列)の建設予定地については、災害拠点施設等として、有効利用を検討している。また、沈殿池や消化タンクの建設予定地は、当面は地域住民への融和施設として野球グラウンド・駐車場等として利用する。</p>
(3) 流域下水道管理システム	ア 各流域の導入コスト負担状況と財源の妥当性(指摘)	<p>管理システムの導入コスト総額は、約300百万円を超える多額なものであるにも拘わらず、十分に有効利用されているとは言えない。また、流域別の負担の決め方も、特に明確なルールのもとで決定されたという検討結果を示す証拠は残っていない。</p> <p>導入の財源は、国の補助金はなく、県単費(建設費)を用いているが、本来の管理システム導入目的から鑑みるならば、維持管理費と考えられ、県の負担は適当でないと考えられる。</p>	<p>今後、システムの改善等に関わる業務が生じた場合の費用は、維持管理費からの支出とする。</p>
	イ 契約締結方法(意見)	<p>管理システム導入に係る契約は、各年度かつ各流域で分割されて締結がなされているが、本来、投資総額300百万円程度が見込まれる契約については、県において一括発注して、各流域が応分の負担をするべきであったと考えられる。</p>	<p>今後、県内の流域全体に関係する管理システムの改善に関わる業務が生じた場合、一括発注するように検討する。</p>
	ウ 導入意思決定方法について(意見)	<p>また、管理システム導入にあたり、投資総額の50%を負担している市町村職員の意思決定への参加が明らかでないため、市町村も含めた適正な意思決定過程が必要であったと考えられる。</p>	<p>今後、システムの改善等に関わる業務が生じた場合、関連市町村と協議の上、決定する。</p>
(4) その他流域下水道事業について	ア 流域下水道に係る人件費について(意見)	<p>流域下水道に係るコストを適切に把握するため、また、受益者と県の負担割合を適切にするため、役職員の業務に基づき特別会計の負担とするか、一般会計の負担とするかを決定すべきである。</p>	<p>役職員の事務が、流域下水道事業とその他の業務に明確に分かれていないため、業務の内容に基づく特別会計と一般会計の振り分けは困難である。</p>
	イ 汚泥処理施設の維持(意見)	<p>長野県下水道のあり方検討委員会「施設の点検・維持管理ワーキングチーム」からの溶融結晶化設備、汚泥脱水設備、汚泥焼却設備についての提案には、速やかに対応するべきと考えられる。</p>	<p>[溶融結晶化設備]</p> <p>諏訪湖流域下水道では、焼却灰の民間処分等の検討を行ったが、特別管理型廃棄物である焼却灰の受入が不可能のため、当面の間は、将来的な汚泥量を見直し規模を縮小した上で、溶融結晶化施設で対応するよう事業計画を提案する。今後も引き続き多角的に有効な汚泥処分について検討を行う。</p> <p>[汚泥脱水設備]</p> <p>新たな全体計画の中で、将来的な汚泥量の見直しを行うとともに、維持管理の効率性から遠心脱水機を主力機とした。この結果、ベルトプレス型脱水機2台、遠心脱水機4台の既存計画を縮小し、新計画では遠心脱水機3台とするよう事業計画を提案する。</p> <p>[汚泥焼却施設]</p> <p>新たな全体計画の中で、将来的な汚泥の見直しを行い、現有計画を縮小し焼却炉3台の既存計画を、新計画では、焼却炉2台とするよう事業計画を提案する。</p>

		<p>維持管理ワーキングチームから汚泥脱水設備、汚泥焼却設備についての提案があり、平成17年11月以降見直しのため検討が行われているが、速やかに対応するべきと考えられる。</p>	<p>[汚泥脱水設備]                  新たな全体計画の中で、将来的な汚泥量の見直しを行うとともに、維持管理の効率性から遠心脱水機を主力機とした。この結果、ベルトプレス型脱水機2台、遠心脱水機4台の既存計画を縮小し、新計画では遠心脱水機3台とするよう事業計画を提案する。</p> <p>[汚泥焼却施設]                  新たな全体計画の中で、将来的な汚泥の見直しを行い、現有計画を縮小し焼却炉3台の既存計画を、新計画では、焼却炉2台とするよう事業計画を提案する。</p>
	<p>ウ 各流域維持管理業務委託契約書に基づく業務報告書について(意見)</p>	<p>再委託業務報告書について、必要とされる書類が一部提出されていない。                  また、業務報告書の報告内容は、技術的な視点が必要となるが、建設事務所職員では内容の確認ができない部分が多く、業務報告書の全項目について確認できていない。有効活用するためには、活用方法を再度検討し、改善を図ることが望ましい。</p>	<p>再委託業務状況報告書については、財団法人下水道公社中信管理事務所長から平成18年4月19日提出済。                  業務報告書の活用方法については、平成18年度から下水道公社で流域下水道維持管理の性能発注を試行しており、今後包括的民間委託に向けて委託内容を検証する中で検討したい。</p>
<p>(5) 長野県下水道公社の事務の執行について</p>	<p>ア 人件費について(意見)</p>	<p>公社の本社の管理職員の職員給与等件費については、特別会計で負担している。これは、各管理事務所に相応の事務コストを負担させる按分基準を持っていないためである。                  特別会計における共通費の取扱いにおいては、本社管理部門の共通費に関して合理的な按分基準を適用し、各管理事務所の計上とすることが必要である。</p>	<p>本社は、下水道公社の管理業務を行っている。公社の会計は一般会計と特別会計に分かれており、特別会計は4つの流域処理場ごとに分かれている。                  しかし、本社の管理業務に要する経費(人件費、物件費)を一般会計と特別会計の各処理場別に合理的に按分する方法がないため、特別会計では管理職員の人件費を負担しており、物件費や一般職員の人件費は一般会計で負担している。                  過去に試算として人件費で按分したところ、実際の支出に近い値が出たため簡便的ではあるが妥当な負担額であると考えている。</p>
	<p>イ 内部留保について(意見)</p>	<p>公社には平成16年度末時点で1,458百万円(基本金40百万円を除く。)の正味資産がある。現在の公社の状況から判断して、正味財産として留保されている内部留保は明らかに過大なものであり、今後この内部留保をどのように還元するか検討を要する。</p>	<p>公社の設立時から県内市町村の下水道整備は急速に進み、公社の建設工事受託収入が増え、結果として内部留保額が基準を超えている。                  今後は、内部留保額を公益事業充実のために支出することによって還元したいと考えている。                  このため、平成18年度事業として次の事業を新たに実施した。                  (1) 小学校社会科の教材用に下水道の啓発ビデオを購入し、県内の全小学校に配布した。                  事業費199万円                  (2) 市町村の下水道職員の資質向上のため、職員が日本下水道事業団の研修に参加する場合にその受講料を負担した。                  参加者54名 負担額281万円                  (3) 市町村の公共下水道管渠の経年劣化に伴い点検や改修が必要な箇所が予想されるため、その基礎資料を作成し市町村に提供した。                  事業費226万円                  その他、平成18年5月に公社内に「改革対策検討チーム」を設置し、内部留保金を含む公社の改革について検討を行っている。</p>
	<p>ウ 固定資産について(意見)</p>	<p>公社の本社として利用している長野県土木センターの管理は、区分所有者の所有割合が均等でないにも拘らず、管理組合費の費用負担は4団体が均等に拠出することとされている。異なる団体の拠出すべき費用を負担することのないよう、同センター管理規則を見直していくことが必要であると考えている。</p>	<p>長野県土木センターは区分所有権を有する建物ではなく、4つの団体の持分所有である。従って、管理経費については、占有面積、職員数等により負担すべきであり、必ずしも登記簿上の持分割合で負担しなければならないとは考えていない。                  なお、持分割合の負担の他に持ち分以上に占有している面積の使用料も加えると現在の負担額を上回る。</p>



		長野土木センターを区分所有している長野県土地開発公社及び長野県道路公社は廃止の方向が示されており、廃止後どのような形で同センターを利用していくのか検討すべきである。	長野県土地開発公社、長野県道路公社の現有財産の処分方針が決定された後検討したい。
	エ 委託契約について(意見)	流域下水道維持管理業務における修繕費、委託費において、1社しか対応できないという理由により委託契約を締結する場合は、契約先から財務諸表の提出を求める等定期的に契約先の経営状況を監視することが必要である。	下水道施設は、常時運転を行い休止することのできない施設であるため、的確かつ迅速な維持修繕は必要不可欠である。 そのため、修繕にあたっては、施設の施工業者に依頼し、見積書を精査した上で発注している。 なお、業者の経営上の不安については県の入札参加資格を参考にしているため、排除されると考えている。
		公社による委託契約においては、管理事務所ごとに設備の特性が異なっているため、管理事務所ごとの委託契約が行われている。通常契約単位を大きくすることにより、スケールメリットが生まれ、購入単価の引き下げにつながることが多い。今後検討の余地はあると考える。	流域下水道各処理場の使用薬品等は名前は同じでも輸送距離、濃度、受け入れ単位の違いにより同列に入札することは難しいと考えるが、平成19年度に発注可能なもの(例:A重油)については検討したい。 また、平成18年度から性能発注を試行しており、本格実施されると検討の余地はない。
	オ 建設受託事業について(意見)	建設受託事業における契約先は市町村であるため、貸倒れが生じる可能性は低いと考え、未収金の消し込み照合は実施していなかったが、入金違算が生じており、今後は定期的な入金照合の実施が望まれる。	平成18年度から未収金一覧(総勘定元帳)を出力し、そこに消し込みを行い、毎月試算表により照合している。
		決算期末に継続中の工事に関する支出経費を次年度に繰り越すために、前受金を進捗度とした基準により、未成建設受託支出金を計上しているが、繰越工事は前受金を収受した工事以外にも生じているため、当該基準では繰越工事に係る支出を反映していない。 今後、最も望ましい方法は、個別原価計算を実施し、工事ごとの原価を把握することであるが、直接費の比率が少ない工事内容となっているため、工数や工期といった情報を基礎とした実際の工事の進捗率を反映させる指標を持つことで、同様の方法を行うことも可能であると考えられる。	平成17年度決算から繰越工事の全てについて工期を基礎とした進捗率を算出し、未成建設受託支出金を計上した。
	カ その他(意見)	長野県下水道普及促進実行委員会は、長野県内における下水道の普及啓発を目的に作られたものであるが、公社においても普及啓発事業を実施しており、目的による区分けが明確化されていない。また、協賛金の負担割合も明確ではない。 今後、委員会の活動に当たっては、公社と委員会の住み分けを明確にした上で、公社からの協賛金の負担の必要性を検討することが望ましい。	平成18年度下水道普及促進実行委員会において、委員会と下水道公社の普及啓発の分担を明確にした。 協賛金の負担割合については、「下水道のしくみ」の模型の製作が終了した時点で再検討したい。
		ホームページの委託に際して、普及啓発に関する数値目標を設定していないため、有効活用されているか否か判断ができていない。委託業務の中に、数値目標を取り入れることによって、さらに普及啓発を高める効果を期待できると考える。	平成18年7月からホームページの有効活用のためサーバを変更し、毎月のアクセス状況を確認・分析している。 また、ホームページの見直しにより、より利用しやすくした。
(6) その他汚水事業について	ア 浄化槽事業(意見)	浄化槽法の第11条検査の受検率は18%と、著しく低い受検状況となっている。今後は、実施されていない利用者への普及活動を徹底していくことが必要である。	浄化槽法第11条の検査は水環境保全上必要な法定検査であり、浄化槽新規設置者についてはパンフレットを配布し周知を図っている。 今後については、受検率向上のため更に広報啓発活動を強化していく。
		浄化槽台帳の整備状況は良好とはいえず、整備していくことが必要である。	浄化槽台帳の整備については、設置届、廃止届の受理について市町村事務としているが、浄化槽協会、市町村及び清掃業者等と連携を図りながら、正確な台帳整備を進めていく。

監査委員事務局



長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

第1条第1号のケを同号のコとし、同号のクを同号のケとし、同号のキを同号のクとし、同号のカを同号のキとし、同号のオの次に次の1号を加える。

カ 観光部に関すること。

行政改革推進課